

戦没者の遺骨収集事業の実施状況等に関する報告書

令和 6 年 6 月 11 日
厚生労働省

戦没者の遺骨収集事業の実施状況については、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成 28 年法律第 12 号。以下「法」という。）に係る平成 28 年 2 月 18 日参議院厚生労働委員会附帯決議において、定期的に参議院厚生労働委員会に報告を行うこととされている。

この附帯決議を受け、令和 5 年度の戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について、以下報告する。

第 1 事業の概況について

- 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、令和 5 年 6 月、法が改正され、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間（以下「集中実施期間」という。）が令和 11 年度まで 5 年間延長された。この延長の趣旨を踏まえ、政府は、法に基づき平成 28 年に定めた「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成 28 年 5 月 31 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の改正を行った（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定）。
- 基本計画の改正に当たっては、厚生労働省が令和 2 年 5 月に取りまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」（令和 2 年 5 月 21 日公表。以下「抜本的な見直し方針」という。）に基づき進めている事業実施体制のガバナンス強化や科学的知見を用いた遺骨の収容・鑑定方法の見直し等の反映を行ったほか、政府が保有する約 3,300 か所（令和 4 年 3 月末時点）の埋葬等の地点に関する情報等に関し、令和 11 年度までに遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施することを明記する等、集中実施期間における施策の着実な推進に重点を置いた見直しを行った。
- なお、延長後の集中実施期間における政府一体となった遺骨収集事業の取組をより一層推進するため、令和 5 年 7 月に、「戦没者の遺骨収集の推進に関する関係省庁連絡会議」を開催し、令和元年 12 月の前回会議で決定した「戦没者遺骨収集推進戦略」の内容を基本計画に取り込むことにより同戦略を発展的に解消することとした。
- 令和 5 年度は、「令和 5 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」の下で、現地情勢等を踏まえつつ事業を実施した。令和 6 年度においても、引き続き国内外の情勢等を踏まえ、改正後の基本計画に基づき策定した「令和 6 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」（別添）に沿って、事業を実施することとしている。

第 2 指定法人の事業計画書の作成及び指導監査等

- 厚生労働省は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が令和5年度に行う業務について、令和5年2月に「令和5年度戦没者の遺骨収集等実施指針」を策定し、指定法人は、当該指針の内容に即して事業計画書を作成し、同年3月に厚生労働省に提出した。

厚生労働省は、同年4月に指定法人と委託契約を締結し、指定法人による令和5年度の戦没者の遺骨収集に関する活動が開始された。

指定法人は、現地情勢等を踏まえつつ、現地調査及び遺骨収集を実施した。
- 指定法人は、法第12条第3項の規定に基づき、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を厚生労働大臣に提出することとされており、令和4年度の事業報告書及び収支決算書を、令和5年6月に厚生労働大臣に提出した。
- 厚生労働省は、令和5年9月に、令和4年度における指定法人の業務運営や会計事務、遺骨収集事業等について指導監査を実施した。また、令和6年3月に「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を開催し、令和5年度の遺骨収集事業の実施状況等及び同年度の指導監査結果について、学識経験者や法律・会計の専門家等の第三者から意見及び助言を得た。

第3 情報の収集等

- 基本計画では、集中実施期間において、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や現地調査といった、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施することとされている。

1. 各国の国立公文書館等における資料調査で取得した情報の精査及び分析

- これまでに実施した各国の国立公文書館等における資料調査で取得した情報を精査及び分析した結果、令和5年度は、戦没者の埋葬された地点として新たに4地点を推定した。埋葬地点を推定できた情報については、今後の現地調査の対象とすることとしている。
- また、令和5年度は、米国、英国及びニュージーランドの国立公文書館に対し、新たに機密指定が解除された関係公文書の有無について照会を行った。

2. 現地調査

- 令和5年度は、厚生労働省及び指定法人が、沖縄へ1回、マリアナ諸島へ7回、マーシャル諸島へ2回、パラオ諸島へ3回、ギルバート諸島へ1回、トラック諸島へ1回、フィリピンへ1回、ミャンマーへ1回、インドへ2回、バングラデシュへ1回、インドネシアへ2回、東部ニューギニアへ6回、ビスマーク・ソロモン諸島へ3回、旧ソ連地域へ1回、モンゴル（ノモンハン）へ1回及びその他地域へ1回の計34回、職員等を派遣し、現地調査を実施し、遺骨の有無の確認を行った。

- 令和6年3月末までに、現地調査等により、埋葬等の地点に関する約400か所の情報を新規に取得するとともに、784か所について遺骨の有無の確認を行った。

【参考：令和5年度現地調査実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間
日本	沖縄	10月30日～11月2日（4日間） （注1）
マリアナ諸島	テニアン島	5月11日～5月22日（12日間）
	グアム島	7月15日～7月23日（9日間） （注2）
	サイパン島	8月17日～9月1日（16日間）
	テニアン島	9月14日～9月29日（16日間）
	サイパン島	10月23日～11月10日（19日間） 1月28日～2月10日（14日間）
	テニアン島	2月21日～3月7日（16日間）
マーシャル諸島	ウォツゼ環礁	7月4日～7月14日（11日間）
		10月24日～11月8日（16日間）
パラオ諸島	ペリリュー島、ゲドブス島、アンガウル島	5月15日～6月3日（20日間） （注2）
	ペリリュー島、アンガウル島	7月17日～7月31日（15日間） （注2）
		10月2日～10月16日（15日間） （注2）
ギルバート諸島	マキン環礁	8月29日～9月8日（11日間）
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	10月17日～10月29日（13日間）
フィリピン	マニラ首都圏、タルラック州	11月14日～11月24日（11日間）
ミャンマー	バゴー地域	1月10日～1月18日（9日間）
インド	ナガランド州	10月1日～10月17日（17日間） （注3）
		2月18日～3月5日（17日間）
バングラデシュ	クミッタ県	8月26日～9月2日（8日間）
インドネシア	パプア州	11月25日～12月9日（15日間）
	西パプア州	2月25日～3月6日（11日間）
東部ニューギニア	マダン州、ミルンベイ州	5月12日～5月25日（14日間） （注4）
	東セピック州	6月30日～7月15日（16日間） （注4）
		9月15日～9月30日（16日間） （注4）
	オロ州	11月10日～11月24日（15日間） （注4）
	ポートモレスビー	2月2日～2月9日（8日間）
3月3日～3月11日（9日間）		

ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	6月4日～6月15日（12日間）
		7月28日～8月11日（15日間）
	ブーゲンビル島	10月1日～10月15日（15日間） （注4）
旧ソ連	カザフスタン共和国	7月11日～7月26日（16日間）
モンゴル（ノモンハン）	ハルハゴル	7月25日～8月9日（16日間）
その他	ミクロネシア連邦ヤップ州（ウォレアイ環礁）	2月13日～2月21日（9日間）

（注1） 沖縄での厚生労働省と沖縄県の役割分担に基づき、大規模壕の調査を実施した。

（注2） 米国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施した。

（注3） 英国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施した。

（注4） 豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施した。

第4 戦没者の遺骨収集

- 戦没者の遺骨収集については、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や現地調査によって収集した情報等に基づき、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者など各種の民間団体等の協力を得ながら実施している。
- 遺骨収集に当たっては、収容時の形質鑑定等において日本人の遺骨である蓋然性が高いとされた場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する等、令和2年5月に取りまとめた抜本的な見直し方針に基づき同年9月に改訂した「戦没者遺骨収集等における手順書」に沿った遺骨収集を実施している。
- 令和5年度は、厚生労働省及び指定法人が、硫黄島へ3回、マーシャル諸島へ1回、パラオ諸島へ1回、トラック諸島へ2回、フィリピンへ1回、インドネシアへ1回、東部ニューギニアへ2回、ビスマーク・ソロモン諸島へ2回、旧ソ連地域へ1回、モンゴル（ノモンハン）へ1回、ニュージーランドへ1回及び米国へ1回の計17回、職員等を派遣した。また、沖縄においては、沖縄県に委託して、遺骨収集を実施した。これらの結果、令和5年度は、516柱相当の検体を採取するとともに、139柱の遺骨を収容した。
- 本邦に送還した遺骨については、遺骨収集団から厚生労働省に引き渡すため、原則として遺骨収集団の帰還時に千鳥ヶ淵戦没者墓苑において遺骨引渡式を行っており、令和5年度は、硫黄島及びカザフスタン共和国において収容した遺骨について、3回の遺骨引渡式を行った。

【参考：令和5年度遺骨収集実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間	検体採取数 （柱相当） （注1）	収容柱数

日本	硫黄島	7月25日～8月10日 (17日間)	17	17
		9月26日～10月12日 (17日間)	22	22
		1月30日～2月15日 (17日間)	27	27
	沖縄		60	60 (注5)
マーシャル諸島	ウォッセ環礁	10月24日～11月8日 (16日間)	21	—
パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島	11月27日～12月13日 (17日間)	122	—
トラック諸島	チューク環礁 (沈没艦船)	10月17日～10月27日 (11日間)	4	—
		2月25日～3月1日 (6日間)	2	—
フィリピン	マニラ首都圏、タルラック州	11月14日～11月24日 (11日間)	3	—
インドネシア	パプア州	11月25日～12月9日 (15日間)	— (注2)	—
東部ニューギニア	東セピック州	6月30日～7月15日 (16日間)	3	—
	マダン州	9月8日～9月22日 (15日間)	23	—
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	7月28日～8月11日 (15日間)	135	—
		3月8日～3月21日 (14日間)	51	—
旧ソ連	カザフスタン共和国	9月30日～10月12日 (13日間)	—	13
モンゴル (ノモンハン)	ハルハゴル	7月25日～8月9日 (16日間)	21	—
ニュージーランド	オークランド	2月26日～3月1日 (5日間)	1 (注3)	—
米国	ノースダコタ州、オハイオ州、ミシガン州	3月4日～3月10日 (7日間)	4 (注4)	—
合計			516	139

(注1) 検体のDNA鑑定等を行った上で、遺骨を収容することとしている。

(注2) 形質鑑定の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されなかったため収容しなかった。

(注3) ニュージーランドの博物館が保管している遺骨を検体として受領するために派遣した。

(注4) 米国の大学等が保管している遺骨を検体として受領するために派遣した。

(注5) 現在、古墓由来の遺骨かどうかの確認中であるため暫定値である。そのため合計値にも変更が生じる可能性がある。

○ 上記のほか、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局 (Defense POW/MIA Accounting Agency。以下「DPAA」という。) において管理しているアジア系の遺骨から、身元特定のためのDNA鑑定用の検体を採取するため、令和5年5月及び令和6年1月に職員を派遣した。この結果、509 検体を本邦

に送還した。

(参考) D P A Aからの送還検体の内訳

令和5年5月(406検体)

- ・ ギルバート諸島タラワ環礁で収容された遺骨から採取した検体

令和6年1月(103検体)

- ・ マーシャル諸島クエゼリン島で収容された遺骨から採取した検体(5)
- ・ ギルバート諸島タラワ環礁で収容された遺骨から採取した検体(2)
- ・ 東部ニューギニアで収容された遺骨から採取した検体(2)
- ・ ソロモン諸島ガダルカナル島で収容された遺骨から採取した検体(94)

第5 戦没者の遺骨の鑑定及び伝達

- 遺骨の科学的な鑑定体制を強化するため、厚生労働省に「戦没者遺骨鑑定センター」を令和2年7月に立ち上げ、外部専門家も登用し、遺骨鑑定に関する研究等に取り組んでいる。また、法医学、人類学等の専門的知識を有する者で構成する「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」において、戦没者の遺骨鑑定の状況や新たな鑑定技術の活用等について議論を行った。
- 収容した遺骨については、DNA鑑定を委託している鑑定機関(大学)と令和4年9月に厚生労働省戦没者遺骨鑑定センターに設置した「戦没者遺骨鑑定センター分室(DNA分析施設)」(以下「分析施設」という。)において、収容した遺骨を遺族に返還することを目的とした身元特定のためのDNA鑑定を遺族からの申請により実施している。また、抜本的な見直し方針に基づき、収容した遺骨の形質鑑定の結果やDNA鑑定結果、埋葬情報、遺留品等を総合的に勘案し所属集団判定を実施している。
令和5年度は、分析施設の本格稼働に向け、戦没者遺骨を扱ったことのない技師に対する実践的トレーニングを実施しながら、戦没者遺骨の特性を踏まえたDNA抽出手順の構築等に取り組んだ。
- 日本人の遺骨であるか否かを判断するための「所属集団判定会議」を、令和5年度は5回開催し、1,292件の判定を行った。このうち「日本人の遺骨である」と判定された遺骨は973件であった。また、「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定された遺骨は110件、総合的にみて日本人の遺骨と判定する科学的根拠が確認できず判定不可とされた遺骨は1件、残る208件については更なる分析を行うこととした。
- 遺族に遺骨を返還するため身元を特定する「身元特定DNA鑑定会議」を、令和5年度は6回開催し、1,038件の鑑定結果が得られ、16件について身元が判明した。
- また、身元特定のためのDNA鑑定は、従来は遺留品等の手掛かり情報がある場合に実施していたが、遺族の高齢化等を踏まえ、平成29年度から、一部の地域を対象とした試行的な取組を実施し、令和3年10月からは、厚生労働省が遺骨の検体を保

管している全地域を対象に、遺留品等の手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を公募により実施している。

令和5年度は、全国紙等への広告掲載、市町村窓口及び高齢者施設へのリーフレット配布やポスター掲示等に加えて、関係する遺族に直接案内が届くように、戦没者等の妻に対する特別給付金支給対象者に、当該特別給付金のご案内にリーフレットを同封して発送するなどの周知を行ったところであり、同年度の申請受付件数は760件であった。

- 令和5年度は、令和4年度までに身元が判明した遺骨のうち10柱、令和5年度に身元が判明した遺骨のうち11柱の計21柱を遺族に引き渡した。身元が判明しなかった遺骨については、例年5月に行われる千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式において、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨している。令和5年に行われた千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式では、令和2年度以前に収容され、令和3年度及び令和4年度の所属集団判定会議において、日本人の遺骨であると判定された遺骨235柱を当該墓苑に丁重に納骨した。

第6 関係国の政府との協議等

- 戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な国については、厚生労働省が外務省等関係行政機関の協力を得て、協議等を行った。

1. 米国

- 平成31年4月に厚生労働省社会・援護局長とDPAA副長官との間で取り交わした協力覚書に基づき、令和5年6月に、ハワイ州DPAAにおいて日米の担当者及び専門家による会合が開催され、収容遺骨に関する情報交換や同位体分析等の鑑定技術の活用等に関する意見交換を行った。

また、アラスカ州アッツ島の現状把握のための事前調査の実施に向けて、米国内務省とオンラインによる協議を行った。

2. フィリピン

- フィリピン外務省から、遺骨収集事業をさらに効果的に進めることを目的として、主管官庁を外務省から内務自治省へ変更するとの通知を受けたことを踏まえ、令和5年6月、8月及び令和6年2月にフィリピン内務自治省等を訪問し、協力覚書の改訂に向けた協議を行った。

3. ミャンマー

- 令和5年10月にミャンマー外務省等を訪問し、令和元年度を最後に中断していた遺骨収集事業の再開に向けた協議を行った。

4. インド

- インド外務省から、遺骨収集事業を実施する根拠となる協力覚書を取り交わしたいとの見解が示されたことを踏まえ、令和6年2月にインド外務省等を訪問し、協力覚

書の取り交わしに向けた協議を行った。

5. インドネシア

- 令和5年7月、11月及び令和6年2月にインドネシア教育・文化・研究・技術省等を訪問し、計画的に遺骨収集事業が実施できるよう協議を行った。

第7 戦没者の遺骨収集等に係る予算額

- 戦没者の遺骨収集等に係る予算額については、令和5年度は3,323百万円、令和6年度は3,346百万円である。

第8 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発

- 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発については、厚生労働省ホームページにおいて、定期的に戦没者の遺骨の収容状況を公表し、また遺骨収集に関するパンフレットを掲載するなど、広く国民に対して情報発信を行っている。

第9 関係行政機関との連携協力

1. 外務省との連携協力

- 第6に記載の、戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を行った。
また、戦没者の遺骨収集事業を実施するに当たり、海外での遺骨収集事業が円滑に進むよう、関係在外公館の支援を得た。
- 外務省との間では、平成25年7月に外務省が設置した「遺骨帰還タスクフォース」等を通じて協力体制を強化しており、関係する在外公館では、戦後処理関連業務担当者を当該タスクフォースの一員として指名している。

2. 防衛省との連携協力

- 硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和43年以降、防衛省の支援を受けて実施しており、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等の支援を得た。
- また、令和5年7月から8月にかけてのビスマーク・ソロモン諸島戦没者遺骨収集（第1次派遣）については、防衛省の協力を得て海上自衛隊護衛艦「しらぬい」により遺骨（検体）を本邦に送還した。

令和6年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和6年3月
厚生労働省

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（令和5年7月28日閣議決定）に基づき、令和6年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ギルバート諸島1班、パラオ諸島4班、トラック諸島1班、フィリピン5班、タイ1班、ミャンマー4班、インド2班、バングラデシュ1班、北ボルネオ1班、インドネシア1班、東部ニューギニア5班、ビスマーク・ソロモン諸島4班、樺太・千島（北樺太を除く）1班、モンゴル（ノモンハン）1班、マーシャル諸島1班、マリアナ諸島6班、アッツ島1班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
ギルバート諸島	マキン環礁	令和6年8月上旬～令和7年3月下旬
パラオ諸島	ペリリュー島	令和6年5月中旬～5月下旬
	アンガウル島	7月中旬～7月下旬
	ペリリュー島	9月上旬～9月下旬
	アンガウル島	令和7年2月上旬～2月下旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和6年6月上旬～令和7年3月下旬
フィリピン	ルソン島	令和6年7月下旬～8月上旬
	ルソン島	9月中旬～9月下旬
	レイテ島	10月下旬～11月上旬

	ルソン島	令和7年 2月中旬	～	2月下旬
	ルソン島	3月中旬	～	3月下旬
タイ	メーホンソン県、カンチャナブリー県	令和6年 10月中旬	～	令和7年 3月下旬
ミャンマー	バゴー地域	令和6年 5月中旬	～	5月下旬
		10月中旬	～	10月下旬
		12月上旬	～	12月中旬
		令和7年 1月下旬	～	2月上旬
インド	ナガランド州（、※マニプール州） ※州内情勢を注視しつつ実施が可能な場合	令和6年 9月上旬	～	9月中旬
		11月上旬	～	11月下旬
バングラデシュ	クミッタ県、チッタゴン県	令和6年 4月中旬	～	令和7年 3月下旬
北ボルネオ	サバ州	令和6年 9月下旬	～	令和7年 3月下旬
インドネシア	パプア州、モロタイ島	令和7年 2月上旬	～	2月中旬
東部ニューギニア	東セピック州、マダン州、オロ州	令和6年 5月中旬	～	5月下旬
	モロベ州	7月上旬	～	7月中旬
	東セピック州、サンダウン州	8月下旬	～	9月中旬
	マダン州	11月上旬	～	11月中旬
	オロ州、ミルンベイ州	11月下旬	～	12月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ニューブリテン島、ブーゲンビル島	令和6年 5月下旬	～	6月上旬
	ガダルカナル島、ニュージョージア島	7月下旬	～	8月上旬
	ブーゲンビル島	9月下旬	～	10月上旬

	ニューブリテン島	令和7年 1月中旬 ~ 2月上旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	※情勢等を注視しつつ実施が 可能な場合	令和6年 6月下旬 ~ 11月下旬
モンゴル(ノモン ハン)	ドルノド県	令和6年 5月下旬 ~ 8月下旬
マーシャル諸島	ウォッゼ環礁	令和6年 10月上旬 ~ 令和7年 3月下旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和6年 5月中旬 ~ 5月下旬
	パガン島	6月下旬 ~ 7月中旬
	グアム島	7月上旬 ~ 7月中旬
	サイパン島	8月下旬 ~ 9月上旬
	テニアン島	9月中旬 ~ 9月下旬
	テニアン島	令和7年 2月下旬 ~ 3月上旬
アッツ島	米国政府により承認された計 画に基づき現地調査を実施す る	米国政府承認後に策定

※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ギルバート諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、フィリピン2班、ミャンマー1班、インド1班、バングラデシュ1班、インドネシア3班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、バヌアツ1班、樺太・千島(北樺太を除く)1班、モンゴル(ノモンハン)1班、マーシャル諸島1班、マリアナ諸島1班、その他地域1班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程(予定)
ギルバート諸島	マキン環礁	令和6年 8月上旬 ~ 令和7年 3月下旬

パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島等	令和6年12月上旬	～	12月中旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和6年6月上旬	～	令和7年3月下旬
フィリピン	ルソン島	令和6年11月上旬	～	12月下旬
		令和7年1月上旬	～	3月下旬
ミャンマー	バゴー地域	令和6年5月中旬	～	令和7年3月下旬
インド	ナガランド州	令和7年2月中旬	～	3月上旬
バングラデシュ	クミッタ県	令和6年11月中旬	～	令和7年3月下旬
インドネシア	パプア州	令和6年5月下旬	～	6月上旬
		8月上旬	～	8月中旬
		11月上旬	～	11月中旬
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州	令和7年2月中旬	～	2月下旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島、ニュージョージア島	令和6年12月上旬	～	12月下旬
	ブーゲンビル島	令和7年2月下旬	～	3月上旬
バヌアツ	ニューヘブリデス諸島	令和6年9月上旬	～	令和7年3月下旬
樺太・千島（北樺太を除く）	※情勢等を注視しつつ実施が可能な場合	令和6年6月下旬	～	11月下旬
モンゴル（ノモンハン）	ドルノド県	令和6年5月下旬	～	8月下旬
マーシャル諸島	ウォツゼ環礁	令和6年10月上旬	～	令和7年3月下旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和6年10月中旬	～	11月上旬

その他中部太平洋 地域	ミクロネシア連邦ヤップ州 ウルシー環礁	令和6年 9月上旬	～	令和7年 3月下旬
----------------	------------------------	--------------	---	--------------

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 現地調査を実施するに当たり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地について、遺骨収集団を2班派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）		
カザフスタン	東カザフスタン州	令和6年 7月下旬	～	8月中旬
	トゥルケスタン州	9月下旬	～	10月上旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連等抑留中死亡者の埋葬地については、外務省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成29年度までに資料を取得しているが、機密指定されているため取得できていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけ等により、新たに調査が可能になった資料や、現地調査の結果等により追加の調査が必要になった資料について、外務省と協力し、取得及び調査・分析を進める。

- 旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。
具体的には、パラオ諸島、トラック諸島、フィリピン、ミャンマー、インド、北ボルネオ、インドネシア、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。

具体的には、中国について、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

ウズベキスタンについては、令和元年12月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、2埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和6年度も、引き続き、トラック諸島での現地調査及び遺骨収集を実施する。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者の遺骨の鑑定については、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関（大学）に加えて、厚生労働省が専門家を雇用し、自らがDNA鑑定を実施する「戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）」を令和4年9月に設置した。

引き続き、鑑定の迅速化及び高度化を進めるとともに、戦没者の遺骨の鑑定の拡充、戦没者の遺骨の鑑定等に専門性を有する人材の確保など、戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を進めていく。

7. その他

- 国内外の情勢等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、戦没者の遺骨収集の推進の観点から必要な対応をとる。
- 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）第10条第2項に規定する指定法人の行う業務が適正かつ確実に実施されるよう、専門的知見を活用しつつ、指導監督を行う。
- 次世代継承等の観点から、広く国民に対し、戦没者の遺骨収集に対する理解及び協力を得ることができるよう、展示会の開催やパンフレットの配布等により普及啓発を行う。

<参考>地域別埋葬等に関する保有情報について

地域	保有情報数 (令和4年3月末時点)	保有情報数 (令和5年9月末時点)
沖縄	85	68
パラオ諸島	59	25
トラック諸島	4	2
フィリピン	702	597
ベトナム	2	2
タイ	0	2
マレーシア	1	1
ミャンマー	344	339
インド	113	99
バングラデシュ	3	4
北ボルネオ	12	12
インドネシア	185	151

東部ニューギニア	630	550
ビスマーク・ソロ モン諸島	378	335
旧ソ連	57	53
樺太・千島（北樺 太を除く）	1	2
中国本土	13	13
モンゴル（ノモン ハン）	3	0
マーシャル諸島	14	15
マリアナ諸島	645	573
アッツ島	1	1
米国	7	11
オーストラリア	3	3
ニュージーランド	1	1
バヌアツ	1	0
台湾	1	3
その他	1	6
合計	3,266	2,868